

# 非課税世帯等緊急支援給付金 (こども加算)のご案内 (児童1人あたり5万円)

- 非課税世帯等緊急支援給付金(こども加算) (児童1人あたり5万円)は、令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付金を受給した子育て世帯に対し、追加給付します。
- 給付金を受給するためには、手続きは不要です。

## 給付金の支給額

児童1人あたり5万円

## 給付金の支給時期

3月下旬から順次開始します。

## 支給対象

### 支給対象となる世帯

基準日(令和5年12月1日)において、大木町に住民基本台帳に登録されている世帯で、世帯全員が令和5年度住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯。

### 加算対象となる児童の範囲

基準日(令和5年12月1日)において、同一世帯となっている18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

詳しくは裏面へ

支給の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給について

## 令和5年度住民税非課税世帯（7万円）受給世帯

3月下旬から、支給予定日と支給口座を記載した支給決定通知を順次発送します。支給口座は7万円を支給した口座になります。支給開始は3月下旬を予定していますので、支給決定通知をご確認ください。

## 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯（10万円）受給世帯

10万円給付金を支給後、4月から、支給予定日と支給口座を記載した支給決定通知を順次発送します。支給口座は10万円を支給した口座になります。支給開始は4月を予定していますので、支給決定通知をご確認ください。

## 申請が必要な場合

※以下に該当する場合は、別途申請いただくことで対象となる場合がありますので、お問合せください。

・令和5年12月2日以降に生まれた新生児 ・扶養している児童が別世帯にいる場合

（例）子は単身で寮に入っているため、世帯は別だが扶養している場合等

※施設入所している児童（住民票を異動していない場合も含む）は対象になりません。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中でも、受給できる場合があります

- DV等で住所地以外に避難中の方も、非課税世帯等緊急支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。給付金を受給するためには、町での手続きが必要です。



住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに県・市町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



大木町役場健康福祉課 「非課税世帯等緊急支援給付金」窓口

0944-32-1060

受付時間 平日9:00~17:00